

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 3 月 5 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第10号

小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

小田原市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年小田原市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第21号を次のように改める。

(21) 耳鼻咽喉科（気管食道）

第3条第3項第24号を次のように改める。

(24) 病理診断科

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。